

女性求職者就労促進事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 公募概要

(1) 業務名称

女性求職者就労促進事業業務委託

(2) 本要項の目的

本要項は、釧路市が発注する女性求職者就労促進事業（以下「本事業」という。）の業務委託に際し、最も適した委託先を選定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「女性求職者就労促進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託金額の上限額

2,945,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 参加資格要件

本事業のプロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

ア 釧路市内に本店又は支店、営業所を有していること、又は釧路市に住民登録を有する個人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

エ 公告の日から特定結果の通知の日までの間において、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（平成25年4月1日決裁）の規定による指名停止措置を受けていないこと。

オ 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。

カ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

(7) 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市産業振興部商業労政課商業労政係（担当：小岩）

電話番号：0154-31-4611

電子メール：sho-shougyourousei@city.kushiro.lg.jp

※問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時までとする。

(8) スケジュール

項目	日程、期間等
公告（参加表明書の受付開始）	4月15日（水）
参加表明等に係る質問書の提出期限	4月20日（月）午後5時まで
参加表明等に係る質問書に対する回答	4月21日（火）
参加表明書の提出期限	4月23日（木）午後5時まで

参加資格審査に係る選定結果通知の発送	4月24日（金）
企画提案書等の受付開始	4月27日（月）
企画提案書等に係る質問書の提出期限	5月7日（木）午後5時まで
企画提案書等に係る質問書に対する回答	5月8日（金）
企画提案書等の提出期限	5月14日（木）午後5時まで
プレゼンテーション審査実施	5月25日（月）※市が指定する時間
審査結果通知、公表	5月26日（火）
委託契約締結	6月8日（月）予定

2 本プロポーザル方式に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザル方式に関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出様式

質問書（様式第5号）

(3) 提出方法、提出先及び提出期限

PDF形式で電子メールにより提出すること。提出先及び提出期限は、1-(7)及び(8)のとおり。

(4) 質問書への回答

質問書に対する回答は、質問を市が受理した日から2日（休日を除く。）以内に質問者に対して、電子メールにより回答する。また、企画提案書の提出期限まで担当部署において閲覧に供する。ただし、質問者の氏名等は公表しない。

3 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明

ア 提出書類

No.	提出書類	様式	数量
1	参加表明書	様式第1号	データ (PDF)
2	参加希望者申告書	様式第2号	
3	釧路市税完納証明書	市税様式 (様式第2号への添付書類)	
4	直近の決算書等、経営内容が分かる書類 (写し可)	任意様式 (様式第2号への添付書類)	
5	登記事項全部証明書 (発行から3か月以内のもの)	法務局様式 (様式第2号への添付書類)	

イ 提出方法、提出先及び提出期限

PDF形式で電子メールにより提出すること。提出先及び提出期限は、1-(7)及び(8)のとおり。

ウ 審査結果

ア提出書類により参加資格の審査を行い、審査結果を別途通知する。

エ 参加辞退

参加表明後、都合により本プロポーザル方式への参加を辞退する場合は、速やかに1-(7)に記載の電子メール宛に辞退する旨を通知するとともに、同提出先に参加辞退届(様式第6号)を提出すること。なお、参加辞退に起因して生じる損害は全て事業者の負担とする。

(2) 企画提案

企画提案書の提出は、参加資格審査結果通知書(様式第3号)により、参加資格が「適合」とされたものに限る。

ア 提出書類

No.	提出書類	様式	数量
1	企画提案書	様式第4号	データ (PDF)
2	企画提案書別紙(正本)	任意様式	
3	企画提案書別紙(副本)		

イ 企画提案書の作成

企画提案内容は、仕様と合致した内容とし、企画提案書別紙と整合性を図ること。

ウ 企画提案書別紙の作成

- a 表紙及び目次を除いて20ページ以内とし、表紙及び目次を除いたページを1ページとして番号を付すこと。
- b 作成に当たっては、本要項及び仕様書と整合性を図ること。
- c 専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。
- d 必ず業務体制及び業務スケジュールを含むこと。
- e 副本は、社名・所在地・個人名・ロゴマーク等を黒塗り又は削除し、提案者が特定できないようにすること。

エ 提出方法、提出先及び提出期限

PDF形式で電子メールにより提出すること。提出先及び提出期限は、1-(7)及び(8)のとおり。

オ 企画提案書の様式記載事項

様式第4号に記載事項等を示すが、業務の概要や手法、市が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る留意事項

- ア 本プロポーザル方式の応募に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- イ 提出されたデータは返却しない。また、内部資料として複製する場合がある。
- ウ 企画提案書は1案のみとし、複数の提案は受け付けない。
- エ 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。
- オ 提出期限以降における書類の追加、変更及び再提出は認めない。ただし、釧路市が書類の差替、変更又は取消を認めたときはこの限りではない。なお、市は、内容についての疑義の照会や追加資料を求める場合がある。
- カ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。
- キ 提案内容については、見積額以内で実施できることを確約したものとみなす。
- ク 企画提案書等は、釧路市情報公開条例(平成17年釧路市条例第24号)の対象となることから、開示請求により公開される場合があるため、公開されることにより提案者が不利益を被る恐

れのある技術情報その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

4 受託候補者の特定

(1) 審査委員会

- ア 本プロポーザル方式の評価を実施するため、女性求職者就労促進事業プロポーザル実施要綱第3条1項に基づき、審査委員会を設置する。
- イ 審査委員会は提出された企画提案書に対し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により評価し、最良の提案をした者の決定を行う。

(2) 審査及び評価の流れ

- ア 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査では、提案者が口頭で説明（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）を行い、審査委員が規定している評価項目により評価する。
- イ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

(3) 審査会の開催

日 時	令和8年5月25日（月）のうち市が指定する時間
会 場	釧路市役所
開 催 方 法	原則として、対面形式で実施する。 ※公共交通機関の運休、自然災害、その他不可抗力と認められるやむを得ない事情により、提案者が会場へ来場することが困難であると市が判断した場合に限り、オンライン会議システムを利用した出席を認める。
説 明 者	本事業の主任者として想定している者を主たる説明者とする。

(4) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次表に掲げるとおりとする。

区 分	評 価 項 目	配 点
提案事業者の事業実施体制や仕様書の実現性について	過去の実績により本事業に活かすことのできるノウハウの蓄積はあるか	50点
	円滑に事業を遂行可能なスケジュール及び実施体制となっているか	50点
	事業費の積算根拠について、提案内容と整合し、妥当な額となっているか	50点
企画提案について	本事業の目的を理解し、業務内容を踏まえた上で十分な具体性と実現性を備えた内容となっているか	125点
	提案内容は、成果目標以上の成果を出すような工夫がされているか	100点
	周知・集客の方法は、想定参加人数を達成可能な手法であり、具体性と実現性を備えた内容となっているか	125点
合 計		500点

(5) 審査委員会の結果の公表

- ア 審査結果は、自己の結果のみを全ての提案者に事業者特定結果通知（様式第8号）及び電子メールで通知するとともに、本プロポーザル方式手続きの完了後に審査結果の順位が最も高い者のみを釧路市ホームページに掲載する。

イ 審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けない。

5 非参加資格理由及び非特定理由の説明に関する事項

(1) 非参加資格理由及び非特定理由の説明請求

参加資格審査結果通知書（様式第3号）及び企画提案書要件審査結果通知書（様式第7号）により非参加資格者及び非特定者となった者は、それぞれの通知書に記載された説明要求書提出期日（休日を除く。）までに書面（任意様式）又は電子メールにより担当部署に対し説明を求めることができる。

(2) 非参加資格理由及び非特定理由の説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に請求者に対し書面又は電子メールにより行う。

(3) 提出方法、提出先及び提出期限

書面（任意様式）又は電子メールにより提出すること。提出先は1－（7）、提出期限は5－（1）のとおり。

6 参加資格者の失格

参加資格者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、その者は本プロポーザル方式への参加資格を失う。

(1) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合

(2) 仕様と合致していない企画提案内容又は見積額が市の提示する委託料上限額を上回る場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 本募集要項1－（6）に定める参加資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合

(6) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

(7) その他本募集要項の定めに関したる場合

(8) 本件に関して不正行為等があった場合

7 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

市長は、審査委員会が決定した特定者を、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するために、本事業委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

(3) 契約保証金

契約の締結に当たっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、釧路市契約規則第30条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(4) 業務委託契約内容等

本事業の委託契約は、市の用意する業務委託契約書によることを基本とする。